

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年 8月17日

【計算期間】 第6期
(自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)

【発行者名】 日本賃貸住宅投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 佐久間 隆夫

【本店の所在の場所】 東京都港区芝公園一丁目3番12号
クローバー芝公園ビル8階

【事務連絡者氏名】 株式会社ミカサ・アセット・マネジメント
経営管理部長 貞廣 亜紀

【連絡場所】 東京都港区芝公園一丁目3番12号
クローバー芝公園ビル8階

【電話番号】 03-5425-5600

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成21年6月24日付提出の有価証券報告書の記載事項のうち、一部の事項に訂正の必要が生じたので、本訂正報告書を提出するものです。

2 【訂正事項】

第一部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

4 手数料等及び税金

(3) 管理報酬等

③ 一般事務受託者、資産保管会社及び投資主名簿等管理人への支払手数料

(イ) 一般事務受託者の報酬

<訂正前>

(前略)

- a. 委託事務に係る報酬（以下「一般事務報酬」といいます。）は、毎月末日を最終日とする1か月毎の各計算期間（以下、本項（イ）及び次項（ロ）において「計算期間」といいます。）において、本投資法人の当該計算期間初日の直前の決算期における貸借対照表上の資産総額（投信法第129条第2項に規定する貸借対照表上の資産の部の合計額をいいます。以下同じです。）に基づき、後記基準報酬額表により計算した額を上限として、その資産構成に応じて算出した金額に消費税額を加算した金額とします。なお、3か月に満たない場合の一般事務報酬は当該期間に含まれる実日数をもとに日割計算した金額とします。

(後略)

<訂正後>

(前略)

- a. 委託事務に係る報酬（以下「一般事務報酬」といいます。）は、3月、6月、9月、12月の末日を最終日とする3か月毎の各計算期間（以下、本項（イ）及び次項（ロ）において「計算期間」といいます。）において、本投資法人の当該計算期間初日の直前の決算期における貸借対照表上の資産総額（投信法第129条第2項に規定する貸借対照表上の資産の部の合計額をいいます。以下同じです。）に基づき、後記基準報酬額表により計算した額を上限として、その資産構成に応じて算出した金額に消費税額を加算した金額とします。なお、3か月に満たない場合の一般事務報酬は当該期間に含まれる実日数をもとに日割計算した金額とします。

(後略)

(ロ) 資産保管会社の報酬

<訂正前>

(前略)

資産保管会社への報酬の計算方法並びに支払時期及び方法は、以下の通りです。

- a. 委託業務に係る報酬（以下「資産保管業務報酬」といいます。）は、毎月末日を最終日とする3か月毎の各計算期間において、本投資法人の当該計算期間初日の直前の決算期における貸借対照表上の資産総額に基づき、後記基準報酬額表により計算した額を上限として、その資産構成に応じて算出した金額に消費税額を加算した金額とします。なお、1か月に満たない場合の資産保管業務報酬は当該期間に含まれる実日数をもとに日割計算した金額とします。

(後略)

<訂正後>

(前略)

資産保管会社への報酬の計算方法並びに支払時期及び方法は、以下の通りです。

- a. 委託業務に係る報酬（以下「資産保管業務報酬」といいます。）は、3月、6月、9月、12月の末日を最終日とする3か月毎の各計算期間において、本投資法人の当該計算期間初日の直前の決算期における貸借対照表上の資産総額に基づき、後記基準報酬額表により計算した額を上限として、その資産構成に応じて算出した金額に消費税額を加算した金額とします。なお、3か月に満たない場合の資産保管業務報酬は当該期間に含まれる実日数をもとに日割計算した金額とします。

(後略)

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(5) その他

④ 関係法人との契約の更改等に関する手続

- (ロ) 一般事務受託者兼資産保管会社兼投資主名簿等管理人：三菱UFJ信託銀行株式会社
一般事務委託契約

<訂正前>

(前略)

解約	ii. 本投資法人又は一般事務受託者は、 <u>本投資法人においては一般事務受託者が、一般事務受託者においては本投資法人又は本資産運用会社が次の</u> (i)乃至(vi)に掲げる事項に該当したときは、催告その他の手続を要せず即時一般事務委託契約を解約することができます。
----	--

(後略)

<訂正後>

(前略)

解約	ii. 本投資法人又は一般事務受託者は、 <u>その相手方が次の</u> (i)乃至(vi)に掲げる事項に該当したときは、催告その他の手続を要せず即時一般事務委託契約を解約することができます。
----	--

(後略)

資産保管業務委託契約

<訂正前>

(前略)

解約	ii. 本投資法人又は資産保管会社は、 <u>本投資法人においては一般事務受託者が、一般事務受託者においては本投資法人又は本資産運用会社が次の各号</u> に掲げる事項に該当したときは、催告その他の手続を要せず即時資産保管業務委託契約を解約することができます。
----	--

(後略)

<訂正後>

(前略)

解約	ii. 本投資法人又は資産保管会社は、 <u>その相手方が</u> 次の各号に掲げる事項に該当したときは、催告その他の手続を要せず即時資産保管業務委託契約を解約することができます。
----	--

(後略)